

愛光園デイサービスセンター
介護予防・日常生活支援総合事業
第1号事業運営規程

(事業の目的)

第1条 社会福祉法人愛光園が行なう愛光園デイサービスセンター（以下「事業所」という。）が一体的に行う介護予防通所介護事業及び予防給付型通所サービス事業（以下単に「事業」という。）の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所の生活相談員、機能訓練指導員、看護職員及び介護職員が、要介護者、要支援者又は事業対象者（以下「要介護者等」という。）に対し、介護予防通所介護及び予防給付型通所サービス（以下「通所介護等」という。）を提供することを目的とする。

(運営の方針)

第2条 事業所は、日常生活上の世話又は支援、機能訓練等の介護その他必要な援助を行うことにより、利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、生活機能の維持又は向上を目指すとともに、利用者の社会的孤立感の解消及び利用者の家族の身体的、精神的負担の軽減を図る。

2 事業の実施に当たっては、利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立ったサービスの提供に努めるものとする。

3 事業所は、関係市区町村、地域包括支援センター、介護保険サービス事業者、その他保健・医療・福祉サービスを提供する者との密接な連携を図り、総合的なサービスの提供に努める。

4 前3項のほか、指定介護予防通所介護においては、「和歌山県指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準に定める条例」（平成24年和歌山県条例第66号）及び、かつらぎ町が定める規定内容を遵守し、事業を実施するものとする。

(事業所の名称等)

第3条 事業を行う事業所の名称及び所在地は次のとおりとする。

- (1) 名称 愛光園デイサービスセンター
- (2) 所在地 和歌山県伊都郡かつらぎ町佐野 1386

(職員の職種、員数及び職務内容)

第4条 事業所に勤務する職員の職種及び職務内容は次のとおりとする。

- (1) 管理者は事業所の従業者及び業務の管理を一元的に行なうとともに、自らも指定介護予防通所介護の提供に当たる。

- (2) 生活相談員は、利用者及び家族に対する適切な相談・援助等を行うとともに、通所介護等の利用の申込に係る調整、介護予防通所介護計画及び予防給付型通所サービス計画の作成補助等の業務に従事する。
- (3) 機能訓練指導員は、日常生活を営むために必要な機能の減退を防止するための機能訓練、助言を行う。
- (4) 介護職員は、通所介護等における入浴、排せつ、食事の介助等、日常生活に必要な支援及び介護を行う。
- (5) 看護職員は、利用者の健康チェックや健康相談及び心身状態の把握を行なう。
- (6) 看護職員は、口腔機能向上のための訓練を行なう。

2 事業所に勤務する職員の員数は次のとおりとする。

介護予防通所介護及び予防給付型通所サービスの職員

	管理者		生活相談員		看護職員		介護職員		機能訓練指導員	
	専従	兼務	専従	兼務	専従	兼務	専従	兼務	専従	兼務
常勤(人)	0	1	1	1	0	0	2	1	0	0
非常勤(人)			0	0	0	2	3	0	0	2

(営業日及び営業時間)

第5条 事業所の営業日及び営業時間は次のとおりとする。

- (1) 営業日 : 月曜日から土曜日までとし、祝日も営業する。
ただし、12月30日から1月3日を除く。
- (2) 営業時間 : 8:30～17:30
- (3) サービス提供時間 : 9:00～16:30

(通所介護等の利用定員)

第6条 通所介護等の利用定員は30名とする。

(通所介護等の内容)

第7条 通所介護等の内容はつぎのとおりとする。

- (1) 生活指導
- (2) 機能訓練
- (3) 健康チェック
- (4) 送迎
- (5) 入浴
- (6) 食事の提供
- (7) 口腔機能向上

(8) 相談

(利用料等)

第8条 通所介護等を提供した際の利用料の額は次のとおりとし、当該通所介護等が法定代理受領サービスであるときは、利用料のうち各利用者の負担割合証に記載のある割合に応じた額の支払いを受けるものとする。

(1) 介護予防通所介護を提供した際の利用料の額は、厚生労働大臣が定める基準による額とする。

(2) 予防給付型通所サービスを提供した際の利用料の額は、かつらぎ町長が定める基準による額とする。

2 通常の事業の実施地域を越えて送迎を行った場合の送迎の費用は、通常の事業の実施地域を越えた所から、その実費を徴収する。

(1) 実施地域を越えた地点から片道 10km未満 無料

(2) 実施地域を越えた地点から片道 10km以上、20km未満 650円

(3) 実施地域を越えた地点から片道 20km以上、5kmごとに 500円加算

3 食事の提供に要する費用については、1食当たり500円を徴収する。

4 その他、通所介護等において提供される便宜の内、日常生活においても通常必要となるものに係る費用については実費徴収する。

5 前4項の利用料等の支払いを受けたときは、利用料とその他の費用について記載した領収書を交付する。

6 通所介護等の提供の開始の際に、あらかじめ利用者又はその家族に対し、当該サービス内容及び費用に関し事前に文書で説明した上で、支払いに同意する旨の文書に署名(記名押印)を受けることとする。

(通常の事業の実施地域)

第9条 通常の事業の実施地域は、かつらぎ町・紀の川市(但し、旧那賀町)橋本市(但し、旧高野口町)九度山町の区域とする。

(衛生管理等)

第10条 介護職員等の清潔保持および健康状態の管理を行うとともに、事業所の設備及び備品等の衛生的な管理に努めるものとする。

(サービス利用に当たっての留意事項)

第11条 利用者は、サービスの提供を受ける際に、次の事項に留意することとする。

(1) 気分が悪くなったときは速やかに申し出ること。

(2) 他の利用者の方に迷惑となる行為等が見られた場合、利用の中止をしていただく場合があること。

(3) 時間に遅れた場合は、送迎サービスが受けられない場合がある。

(緊急時等における対応方法)

第12条 職員は、通所介護等を提供中に利用者の病状等に急変、その他緊急事態が生じたときには、速やかに主治医に連絡する等の措置を講じるとともに、管理者に報告しなければならない。

(非常災害対策)

第13条 管理者は、愛光園第2消防計画に準拠し、火災・水害その他の非常災害による被害を防止する為、必要な設備の維持管理及び対策と講じるものとする。

(相談・苦情に対する対応方針)

第14条 事業所は、利用者からの相談・苦情に迅速かつ適切に対応する。

2 事業所は、市区町村及び国民健康保険団体連合会が行う調査に協力するとともに、指導又は助言を受けた場合においては、当該指導又は助言に従って必要な改善を行う。

(事故に対する方針)

第15条 事業所は、利用者に事故が生じた場合には、速やかに市区町村、介護支援専門員、利用者の家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じる。

2 事業所は、利用者に賠償すべき事故が発生した場合には、損害賠償を速やかに行う。

(個人情報の保護)

第16条 事業所は、利用者の個人情報について「個人情報の保護に関する法律」及び厚生労働省が策定した「医療・介護関係事業者における個人情報の適切は取り扱いのためのガイドライン」を遵守し適切な取り扱いに努めるものとする。

2 事業者が得た利用者又は、その家族の個人情報については、事業者での通所型サービスの提供以外の目的では原則的に使用しないものとし、外部への情報提供については必要に応じて利用者又はその代理人の了解を得るものとする。

3 職員は業務上知り得た利用者及びその家族の秘密を漏らしてはならない。

4 職員であった者に業務上知り得た利用者及びその家族の秘密を漏らすことのないよう、職員でなくなった後においても、これらの秘密を保持すべき旨を、職員との雇用契約に含めるものとする。

(その他運営についての留意事項)

第17条 事業所は、職員の質的向上を図るための研修の機会を次のとおり設けるものとし、また、業務体制を整備する。

(1) 採用時研修 採用後3ヶ月以内

(2) 継続研修 月1回

- 4 事業所は、通所介護等の提供に関する記録を整備し、サービスを提供した日から5年間、保管する。
- 5 この規程に定める事項の他、運営に関する重要事項は社会福祉法人愛光園理事長と事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

(虐待の防止のための措置に関する事項)

第18条 虐待の発生又はその再発を防止するため、次の各号に掲げる措置を講じるものとする。

- (1) 虐待の防止のための対策を検討する委員会を定期的で開催するとともに、その結果について、従業員に周知徹底を図る。
 - (2) 虐待防止のための指針を整備する。
 - (3) 従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的実施する。
 - (4) 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置く。
- 2 サービス提供中に、当該事業所の従業者や利用者の家族等による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、市町村に通報するものとする。

附則 この規程は平成29年7月1日から施行する。

附則 この規定は平成30年4月1日から施行する。

附則 この規定は令和01年6月1日から施行する。

附則 この規程は令和03年6月1日から施行する。